

「ふたつの顔」で働くということ

会員 橋本 尚子



■ 「ふたつの顔」を持つに至った理由

私が、弁護士登録後の最初の就職先として、企業を選んだ理由はいろいろある。表向きの理由としては、司法試験に合格する前に複数の組織で働いた経験から、「企業の中に法律家がいれば役に立つに違いない」と感じたことが挙げられる。また、組織の外からアドバイスを行なうのは、服の上から「虫さされ」を搔くようなもので、遅かれ早かれ、服の中の「虫さされ」を直接搔いてみたいという気持ちに駆られるだろうと思ったことも理由のひとつである。

その一方で、「就職難」のなか、特筆すべきキャリアを持たない30代半ばの女性を採用してくれる法律事務所は、残念ながらなかなか見つからなかったこと、企業に所属していれば、「労働者」という立場で、社会保障制度の様々な恩恵を受けられること（私も、一応、生物学的には「女性」であり、将来、妊娠・出産することもあり得ることを考えれば、これは「大きい！」。…なお、現在、筆者に、そのような予定が具体的にある訳ではないことを予め断っておく）も理由であったことは否定できない。

かくて、私は「弁護士」と「会社員」という「ふたつの顔」を持つことになった。

■ 勤務先での「顔」～もっと揉めて欲しい?!

普段、勤務先では「弁護士」ではなく、「会社員」の顔で仕事をすることがほとんどである。契約書の審査をする、会社が提供している各種サービスの法的論点を検討する、そんな仕事は日常の大半を占める。新しく勉強しなければならないことも多く、また、ビジネスの現場に直接関わることも

多いので、毎日、刺激があってそれなりに楽しい。

しかし、勤務先で「弁護士」の顔が全く登場しないという訳でもない。ある日、文面からして、いかにも切羽詰った一通の電子メールが私のところに舞い込んだ。ある部署の営業の方からで、「大口の取引先をひどく怒らせてしまった、どうしたらいいか分からない」そんな内容のメールだった。すぐさま、私は関係者から事情を聞き、法的観点から証拠を検討して対応策を提案した。後日、その方から「何とか無事に解決した」という電子メールをいただいたときには、「人の役に立つ喜び」とでも言うのだろうか、何とも言えない嬉しい気持ちを味わった。

もちろん、会社にとって「揉めごと」は、ないに越したことはない。しかし、「弁護士」の顔の私は、「揉めごと」を解決することに喜びを見出している。はなはだ不謹慎だが、「もっと揉めて欲しい」という思いすら、心のどこかにあるのかもしれない?!

■ どちらの「顔」も大切な「顔」

そんな私にも、「弁護士」の顔だけで仕事をするときがある。刑事事件の国選弁護人として法廷に立ったり、当番弁護士として出動したりするときである。「弁護士」として、自分で全て責任を持ってひとつの事件を処理する充実感を味わうと、いっそのまま「会社員」の顔を脱ぎ捨てて、「弁護士」の顔だけで仕事をしてみようかと思ったりもする。だが、私にとっては、どちらの「顔」も大切な「顔」である。迷うことも考えることも、いろいろあるが、まだしばらくは「ふたつの顔」とじっくり付き合ってみよう。